

足こぎ車いす貸与サービス利用規約

ケアミックス株式会社
東京都町田市中町1-4-2

(目的)

第1条 ケアミックス株式会社（以下、「当社」という）は関係法令およびこの「足こぎ車いす貸与サービス利用規約（以下、「本規約」という）に従い、足こぎ車いす（以下、「車いす」という）を利用する者（以下、「利用者」という）がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに利用者を介護する者の負担に軽減を図るよう車いすを貸与します。

(規約適用期間及び利用期間・利用者による解約)

第2条 本規約は、別紙「足こぎ車いす貸与サービス利用申込書・重要事項説明書（以下、「利用申込書・重要事項説明書」という）」に記載された「申込日」から適用されます。

- 2 利用期間は、本条3で定める方法により解約の意思表示がない場合、申込日より同一の内容で自動的に更新されるものとし、その後も同様に自動更新されるものとします。
- 3 利用者による解約は、7日間以上の予告期間をもって、いつでも本規約を解約することができます。

(車いす及び当社の概要)

第3条 車いす（車いすのTAISコード、色、数量、月額利用料、オプション等）及び当社の概要は、別紙利用申込書・重要事項説明書に記載したとおりです。

(相談又は助言・車いすの決定)

第4条 当社は、車いすの提供にあたり、適切な相談又は助言を行います。

- 2 当社は、別紙利用申込書・重要事項説明書に記載した内容の車いすを貸与します。

(苦情対応)

第5条 当社は、別紙利用申込書・重要事項説明書に苦情対応の担当およびその連絡先を記載し、当社が貸与した車いすについて利用者、申込者から苦情の申し立てがある場合、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 当社は、利用者、申込者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し不利益な取扱いをすることはできません。

(利用料と支払方法)

第6条 当社が貸与する車いすの利用料及び利用料の計算は、別紙利用申込書・重要事項説明書に記載した通りです。

- 2 利用者は、貸与の対価として、別紙利用申込書・重要事項説明書で定めた利用料を当社に支払います。
- 3 当社は、車いすの利用料およびその他の費用の額を変更しようとする場合、1カ月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

(利用料の滞納)

第7条 利用者が正当な理由なく利用料を2カ月以上滞納した場合、当社は、30日間以上の予告期間をもって、本規約を解除することができます。

- 2 当社は、前項の規定により解除に至るまでは、車いすの貸与を拒むことはありません。

(秘密保持)

第8条 当社は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及び申込者の秘密を漏らしません。

2 当社及びその従業員は、車いす製造会社等の会議等において、利用者及び申込者に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及び申込者に使用目的等を説明し、同意を得るものとします。

(事業所の解除権)

第9条 当社は、利用者が故意に反復して車いすを損壊するなど本規約の目的を達することができないと判断されるときは、30日間以上の予告期間をもって、本規約を解除することができます。

(契約の終了)

第10条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この規約は終了するものとします。

- (1) 第2条3項により、利用者から解約の申し出があったとき。
- (2) 当社が第7条または第9条により解除したとき。
- (3) 利用者が死亡したとき。

(損害賠償)

第11条 当社は、車いすの貸与によって、転倒や事故等により利用者または申込者の生命、身体、財産に損害が発生した場合、その賠償責任を負いません。

2 利用者が貸与を受けた車いすを故意・過失により損壊・紛失した場合には、利用者は損害賠償を負います。

(申込者を選任)

第12条 利用者は、申込者を選任して本規約の説明を受けることができるものとします。また、申込者が別紙利用申込書・重要事項説明書に利用者の代理として申し込みができるものとします。

但し、申込者も利用者と同様に本規約に定める権利の行使と義務を履行するものとします。

(協議事項)

第13条 本規約に定めのない事項については、関係法令に従い、利用者と当社の協議により定めます。

(合意管轄)

第14条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、当社の住所地を管轄裁判所とすることに合意します。

本利用規約説明日 年 月 日

<申込者>氏名 _____

<申込者>氏名 _____